



# 熊本県公報

第 1 2 5 5 8 号  
平成 28 年 9 月 30 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託に係る  
総合評価一般競争入札の参加資格等…………… (情報企画課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要  
領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 2
- 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要  
綱…………… (監理課) 3
- 真空脱脂焼結炉の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (管理調達課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 6
- 漁業災害補償法の規定に基づく特定養殖共済義務加入に係る  
同意成立…………… (団体支援課) 6
- 平成 28 年 3 月 1 1 日熊本県告示 2 5 6 号 (特定計量器測定  
検定検査規則第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定  
計量器の定期検査) の一部改正…………… (産業支援課) 7
- 特定計量器検定検査規則第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該  
当する特定計量器以外の定期検査…………… ( " ) 7
- 基本測量の実施…………… (監理課) 7
- 熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託に係る  
総合評価一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 11
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 11
- 球磨川上流流域下水道の設備更新等に伴う発生材の売却処分…………… (下水環境課) 11
- 熊本北部流域下水道の設備更新等に伴う発生材の売却処分…………… ( " ) 12
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 13
- 真空脱脂焼結炉の調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( " ) 19
- 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の開催…………… (企業局荒瀬ダム撤去室) 19
- 平成 28 年 3 月 2 7 日執行の熊本県知事選挙の公職の立候補  
者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表…………… (選挙管理委員会) 20

## 告 示

**熊本県告示第 8 3 4 号**  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3  
 7 2 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参  
 加する者に必要な資格等について告示する。  
 平成 28 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
平成28年度熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、営業種目が「情報処理業務」（詳細業種が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されている者に限る。）に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成28年10月14日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第835号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人地域たすけあいの会	サポートセンターわかちあい	玉名市立願寺1 13	平成28年 10月1日	訪問介護

熊本県告示第836号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人地域たすけあいの会	サポートセンターわかちあい	玉名市立願寺1 13	平成28年 10月1日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第837号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を

次のように定める。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成17年熊本県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新商品販売者」を「新商品等販売者」に改める。

第2条第5号中「新商品販売者」を「新商品等販売者」に改め、「（以下「新商品」という。）」を削り、「生産」の次に「又は提供開始から5年以内の役務の提供（以下「新商品等」という。）」を加え、同号イ中「新商品」を「新商品等」に改める。

第3条第1項第1号中「から」に次に「当該障害者支援施設等において製作された」を加え、「及び」を「又は」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 新商品等販売者から物品を買い入れ若しくは借り入れる場合又は役務の提供を受ける場合にあっては、別記第6号様式中新商品等名の欄に登録されている物品又は役務

第5条第1項第5号中「新商品販売者名簿」を「新商品等販売者名簿」に改める。

第6条第1項第3号及び別表中「新商品販売者」を「新商品等販売者」に改める。

別記第1号様式注を次のように改める。

注

1 障害者支援施設等、就労訓練事業者及び新商品等販売者は、物品又は役務の申請となります。

2 シルバー人材センター及び母子・父子福祉団体は、役務のみの申請となります。

別記第6号様式中「新商品販売者」を「新商品等販売者」に、「新商品名」を「新商品等名」に改める。

別記第8号様式中「新商品販売」を「新商品等販売者」に改める。

別記第9号様式中「新商品名」を「新商品名等」に、「新商品販売者」を「新商品等販売者」に改める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

熊本県告示第838号

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱  
熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）の一部を次のように改める。

別表土木一式工事の項中「5, 500万円」を「7, 000万円」に、「1, 100万円」を「1, 500万円」に、「330万円」を「500万円」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

熊本県告示第839号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項  
真空脱脂焼結炉 一式

2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成28年10月12日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第840号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。  
 平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人相生会 福岡県福岡市博多区店屋町6番18号	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）ホスピタウンハウス 熊本市南区富合町古閑1012番地	431100295	平成28年9月21日	特定施設入居者生活介護

熊本県告示第841号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
 平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社リハシ ップあい	デイサービスセンター リハシ ップ あい 水 俣	水俣市百間町2 -4-22	平成28年 10月1日	通所介護

熊本県告示第842号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
 平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社リハシ ップあい	デイサービスセンター リハシ ップ あい 水 俣	水俣市百間町2 -4-22	平成28年 10月1日	介護予防通所 介護

**熊本県告示第843号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年9月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字下坂下字石井 1872番7地先から 同所 1885番13地先まで	223.2	公共関与 受託

2 供用を開始する期日 平成28年9月30日

**熊本県告示第844号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年9月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池市旭志小原字上小宮 1854番地先から 同所 1421番地先まで	87.2	単道改
		菊池市旭志小原字上小宮 1423番地先から 同所 1423番地先まで	32.5	

2 供用を開始する期日 平成28年9月30日

**熊本県告示第845号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年9月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字上梅木 3297番2地先から 同所 3298番2地先まで	50.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年9月30日

**熊本県告示第846号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年9月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字餅畑 141番1地先から 同所 138番1地先まで	118.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年9月30日

**熊本県告示第847号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年9月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	氷川八代線	八代市東陽町小浦 1006番地先から 同所 1020番2地先まで	50.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年9月30日

**熊本県告示第848号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
有明海のり特定第2号	熊本北部漁業協同組合の地区のうち旧牛水漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第5号	岱明漁業協同組合の地区のうち旧高道漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第6号	滑石漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第7号	大浜漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第10号	松尾漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第11号	小島漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第12号	沖新漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第13号	畠口漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第14号	海路口漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）

有明海のり特定第15号	川口漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第16号	住吉漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
有明海のり特定第17号	網田漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）

**熊本県告示第849号**

平成28年3月11日熊本県告示第256号（特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査）の一部を次のように改正し、平成28年9月30日から施行する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

3の(1)中「平成28年10月31日」を「平成28年11月30日」に改める。

**熊本県告示第850号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 検査区域  
御船町、嘉島町及び益城町
- 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成28年11月1日	午前10時から正午まで	J Aかみましき（旧）上野支所
平成28年11月1日	午後1時30分から午後3時まで	御船町公民館水越分館
平成28年11月2日	午前9時30分から午後3時まで	御船町カルチャーセンター
平成28年11月7日	午前10時から午後3時まで	嘉島町民会館
平成28年11月8日	午前9時30分から午後4時まで	益城町保健福祉センター

- 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

**公 告**

**熊本県公告第588号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	平成28年10月28日から 平成29年 3月31日まで	阿蘇市、南阿蘇村、大津町

**熊本県公告第589号**

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項  
(1) 業務の名称

(2) 平成28年度熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務  
 業務に係る入札・契約担当部局  
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班  
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号096-333-2144  
 ファックス番号 096-381-8211

(3) 業務委託の内容  
 平成28年度熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務仕様書による。

(4) 委託期間  
 契約締結の日から平成29年3月31日まで

(5) 納入場所  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課

(6) 入札金額  
 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(7) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

(8) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。

(9) 低入札価格調査に係る基準価格の設定  
 この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

(10) その他  
 ア 本競争入札は、紙入札案件である。  
 イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。  
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有する者が「情報処理業務」のうち業種区分が「委託」に登録されており、かつ、営業種目が「情報処理業務」（詳細業種が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されている者に限る。）に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請書の提出期限までに当該変更が間に合わない場合もある。  
 ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間

イ 公告の日から平成28年10月14日（金）午後5時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

提出の方法  
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(3)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(2) 提出方法  
 (1)に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。



(3) 提出期間  
公告の日から平成28年10月21日(金)午後5時まで

(4) 提出先  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知  
確認結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年10月21日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年11月9日(水)まで行う。

(3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成28年11月9日(水)午前10時

イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

ウ 入札書の提出方法  
入札書(代理人が入札するときは入札書及び委任状)をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年11月8日(火)午後5時(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の封筒の表に「再入札書」と朱書きしたうえで、委託業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法  
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で行う。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の範囲内の価格をもって申込みをした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。  
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効  
次のアからコまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 入札書に記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定基準  
平成28年度熊本県自治体情報セキュリティクラウド構築業務に関する入札説明書による。

(9) 落札者の決定方法  
ア 開札後、予定価格の範囲内の入札価格で有効な入札書を提出した者について、総合評価のための提案書を受け付け、評価を行う。  
イ 提案書の内容を審査し、入札説明書に添付する「落札者決定基準」の各項目の評価に応じて、1,050点の範囲内で評価点(以下「技術点」という。)を与える。  
ウ 入札価格については、「450点×(1-入札価格×1.08/予定価格)」

により換算し、450点の範囲内で入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）を与える。ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者としてしない。

なお、価格点の計算における小数点は、途中の計算では小数点以下第3位で、最後の価格点を求める際には、小数点以下第1位で、四捨五入するものとする。  
エ 技術点と価格点の合計点数の最も高い者を落札者とする。  
オ 技術点と価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点最も高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ（実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。）落札者を決定することの場合において、当該入札者のうち立ち会わない者はくじを引かないことがあるときは、これを代えて当該入札執行事務に關係ない熊本県職員にくじを引かせるものとする。  
カ 本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、技術点と価格点の合計点が最も高かった者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること  
（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班

電話番号 096-333-2144

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

5 Summary

(1) Nature of the services to be procured:  
The construction of cloud computing infrastructure as information security for Kumamoto Prefectural Government

(2) Date and Place for tender:  
Date: 10:00 a.m. November 9, 2016  
Place: Bid room of Civil Engineering Administration Division, Basement 1st floor of Kumamoto Prefectural Government Main Building

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau, Department of Planning and Development  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan

Phone: 096-333-2144  
 (4) Other  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第590号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人グリーンファーム 上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字猪喰1465番1
農事組合法人グリーンファーム 上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字山ヶ原893番ほか18筆

2 認可年月日

平成28年9月21日

**熊本県公告第591号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年9月30日から同年10月13日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
アグリHIRO SE株式会社	八代市沖町	八代市郡築五番町13番1ほか1筆
森岡 清俊	天草市新和町大多尾	天草市新和町大多尾字土佐平2929番ほか17筆
森岡 清俊	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字藏ノ前340番2ほか4筆
田山 峰人	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字沖ノ田15番1ほか1筆
田山 峰人	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字射場ノ元814番

2 申請年月日

平成28年9月12日

**熊本県公告第592号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

球磨郡錦町大字一武字平岩70-1（球磨川上流流域下水道球磨川上流浄化センター内）

球磨川上流流域下水道の設備更新等に伴う発生材 一式

2 契約条項を示す場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路都市局下水環境課

3 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有していない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 4 入札日時及び場所  
平成28年10月25日午前10時  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札案内書の交付期間及び交付場所  
(1) 交付期間 平成28年10月4日から平成28年10月21日までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで  
(2) 交付場所 2に記載のとおり
- 7 入札参加の申込み  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び確認資料を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成28年10月20日午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）  
(3) 提出先 2に記載のとおり
- 8 入札保証金  
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 9 契約締結期限  
平成28年11月2日午後5時
- 10 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他  
(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 売買代金納入期限 契約締結日から起算して14日を経過した日  
(3) 発生材の搬出期限 契約書により指定する。  
(4) 契約締結場所 2に記載のとおり  
(5) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領、入札案内書等を承知のうえ、入札するものとする。  
(6) 問合せ先  
熊本県土木部道路都市局下水環境課（電話096-333-2530）  
(7) その他詳細は、入札案内書による。

**熊本県公告第593号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
熊本市北区鶴羽田町12-1（熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター内）  
熊本北部流域下水道の設備更新等に伴う発生材 一式
- 2 契約条項を示す場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路都市局下水環境課
- 3 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有していない者  
(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの  
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 4 入札日時及び場所  
平成28年10月25日午前11時  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札案内書の交付期間及び交付場所  
(1) 交付期間 平成28年10月4日から平成28年10月21日までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

- 日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所 2に記載のとおり
- 7 入札参加の申込み  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び確認資料を提出しなければならない。
- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成28年10月20日午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 2に記載のとおり
- 8 入札保証金  
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 9 契約締結期限  
平成28年11月2日午後5時
- 10 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 売買代金納入期限 契約締結日から起算して14日を経過した日
- (3) 発生材の搬出期限 契約書により指定する。
- (4) 契約締結場所 2に記載のとおり
- (5) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領、入札案内書等を承知のうえ、入札するものとする。
- (6) 問合せ先  
熊本県土木部道路都市局下水環境課(電話096-333-2530)
- (7) その他詳細は、入札案内書による。

熊本県公告第594号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第21号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	アルカリ分: 53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本礦業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字山口148-1	平成34年9月20日

熊本県公告第595号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字大門口2495番3  
467.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市幾久富1656番地625 若葉ヶ丘ハイツ105号  
小松 保子

熊本県公告第596号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字久保田字役給79番1及び同80番1  
 365.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
 熊本市東区長嶺東6丁目27番10-302号 メゾン田村302号室  
 江藤 一浩

熊本県公告第597号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
 真空脱脂焼結炉 一式
  - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010
  - (3) 調達物品の仕様等  
 発注仕様書による。
  - (4) 納入期限  
 平成29年3月28日(火)
  - (5) 納入場所  
 熊本市東区東町三丁目11番38号  
 熊本県産業技術センター
  - (6) 入札方式(紙入札併用案件)  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (7) 入札金額  
 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
  - (8) 発注仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
  - (9) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
  - 次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに間に合わないことがある。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
 公告の日から平成28年10月12日(水)午後5時まで
  - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、その審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。  
なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成28年10月21日（金）午後5時までとする。ただし、当該受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の提出期限の末日までに間に合わないことがある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2(5)の仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成28年11月1日（火）午後5時まで
- (4) 提出先  
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成28年11月1日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 発注仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成28年11月11日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年11月10日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成28年11月11日（金）午前10時  
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年11月10日（木）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入

札関係様式のうち再入札書を入れること。  
 (4) 開札の方法及び日時等  
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効  
 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取り消しをしない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、参加する資格を有しない者のした入札  
 ア 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札  
 イ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札  
 ウ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札  
 エ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 オ 明らかに連合によると認められる入札  
 カ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
 キ 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札  
 ク ケ コ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
 コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札  
 シ ス セ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
 セ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
 セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金  
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第1条第1項各号)に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金を納付する場合  
 ア 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。



- (ア) 納付期限 (3)の提出期限  
 (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合  
 (ア) 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、  
 契約保証金を免除することができる。  
 a 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に  
 県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期  
 間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出した  
 とき。  
 b 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法  
 人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付  
 する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、  
 これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、  
 契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）  
 (イ) 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必  
 要な書類を提出し、承認を受けること。  
 a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書  
 b 添付書類  
 イ(ア)aに該当する場合には、履行保証保険証券  
 イ(ア)bに該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）  
 c 提出期限 (3)の申出期限  
 d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他  
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と  
 する。  
 (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受  
 ける。
- 7 問合せ  
 (1) 問合せ先  
 ア 入札の調達物品の内容、発注仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全  
 般に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010  
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010  
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する  
 法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary  
 (1) Name and quantity of the products to be purchased:  
 Pressure-Vacuum Sintering Furnace With Rapid Cooling  
 A Complete set  
 (2) Delivery period:  
 March 28, 2017  
 (3) Delivery Place:  
 Kumamoto Prefectural Industrial Research Center  
 3-11-38 Higashi Machi, Higashiku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-0901, Japan  
 (4) Date and Place for tender:  
 Date: November 11, 2016 10:00 a.m.  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)  
 (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:  
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan  
 Phone: 096-333-2580  
 (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :  
 Tender must arrive no later than November 10, 2016

(7) Other:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第598号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河野 大介	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字大道987番1ほか17筆
橘 祐哉	熊本市南区城南町六田	熊本市南区城南町六田字瀬多尾15番ほか3筆
長井 トモエ	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字西源海2180番1ほか2筆
佐藤 とくみ	熊本市中央区出水	熊本市南区近見四丁目194番1ほか1筆

2 認可年月日

平成28年9月27日

**熊本県公告第599号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字犬渕字森下492番ほか4筆

2 認可年月日

平成28年9月27日

**熊本県公告第600号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町下沖洲字上北原17番8ほか19筆
有限会社サウスウインド	菊池市七城町加恵	菊池市七城町亀尾字上力石1246番ほか3筆
西口 陽二郎	菊池市七城町砂田	菊池市七城町砂田字上頭無958番1ほか4筆
富田 親由	菊池市七城町高田	菊池市七城町岡田字西鶴446番ほか2筆
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字牛繫1165番20ほか1筆
農事組合法人黒	阿蘇市黒流町	阿蘇市役犬原字開化濱2390番ほか1筆

流		
農事組合法人奥阿蘇くさかべ	阿蘇郡高森町草部芹口	阿蘇郡高森町大字芹口字上芹口1330番ほか36筆
山下 栄松	水俣市久木野	水俣市久木野字平田790番1ほか1筆
岩井 武志	水俣市越小場	水俣市越小場字岩井959番1
出水 哲夫	水俣市越小場	水俣市越小場字岩井894番3ほか3筆
宮本 修治	水俣市越小場	水俣市越小場字向田155番1ほか2筆
宮本 賢二	水俣市越小場	水俣市越小場字宮下235番9ほか1筆
鶴田 等	水俣市月浦	水俣市越小場字宮下224番4ほか1筆
坂口 新一	水俣市薄原	水俣市薄原字山神530番5ほか1筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町新休字高辻221番
倉田 政幸	天草市本町本	天草市本町本字二又8297番2ほか1筆
倉田 文雄	天草市本町本	天草市本町本字二又8297番1
廣田 耕作	天草市本町本	天草市本町本字轟8091番2ほか2筆
株式会社絆	天草市浄南町	天草市本町新休字上天面717番ほか1筆
塚原 光昭	天草市栖本町古江	天草市栖本町湯船原字水洗632番1

2 認可年月日  
平成28年9月30日

**熊本県公告第601号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩下 隆徳	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字中尾2017番ほか9筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字中尾1番2ほか3筆〕

2 認可年月日  
平成28年9月30日

**登載依頼**

**熊本県企業局公告第4号**

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第11回）を次のとおり開催する。

平成28年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成28年10月11日（火）午後2時から4時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ 3階「たい樹」
- 3 議題  
(1) 第10回審議内容のまとめ  
(2) 荒瀬ダム撤去工事等について  
(3) 環境モニタリング調査結果について  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続  
(1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望

する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。  
 (2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。  
 (3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室  
 電話番号096-333-2600

熊本県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき、平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成28年9月30日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年3月27日執行 熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,487,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	寺内大介	所属党派	無所属	期 間	1月8日から	第1回分
出納責任者氏名	木原 望				4月9日まで	
収入			5,777,499円	支出		2,143,324円
主たる寄附				人 件 費		850,000
（氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	家 屋 費		505,898
あかるい熊本をつくる県民の会	政治団体		4,927,499	選挙事務所費		505,898
元島弘明	会社員		170,000	集合会場費		0
重松淳平	会社員		170,000	通 信 費		37,934
上田隆子	無職		170,000	交 通 費		0
笹原和典	会社員		170,000	印 刷 費		486,864
上山キミ子	無職		170,000	広 告 費		173,100
				文 具 費		2,658
その他の寄附	0件		0	食 糧 費		21,390
その他の収入			0	休 泊 費		47,260
				雑 費		18,220
今 回 計			5,777,499	今 回 計		2,143,324
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			5,777,499	総 計		2,143,324
報告書受理年月日	平成28年4月11日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年3月27日執行 熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,487,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	蒲島郁夫	所属党派	無所属	期 間	2月25日から	第1回分
出納責任者氏名	鶴田刀子				4月7日まで	
収入			22,677,000円	支出		12,651,102円
主たる寄附				人 件 費		5,000,250
（氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	家 屋 費		1,633,218
熊本に夢の会	政治団体		17,610,800	選挙事務所費		910,612
熊本県産業資源循環政治連盟	政治団体		100,000	集合会場費		722,606
農政連	政治団体		19,200	通 信 費		57,963
西川通子	会社社長		1,500,000	交 通 費		35,770
西川尚希	会社社長		1,500,000	印 刷 費		2,375,752
星子昭宇	無職		170,000	広 告 費		2,019,041

出田正明	無職	102,000	文 具 費	114,497
平田 治	無職	102,000	食 糧 費	578,980
緒方正春	無職	102,000	休 泊 費	370,400
安藤照美	無職	42,000	雑 費	465,231
出田ハルミ	無職	42,000		
宇治野勇	無職	24,000		
有働セツコ	無職	102,000		
緒方美佐子	無職	42,000		
工藤泰男	無職	36,000		
竹下誠也	無職	102,000		
田中恵子	無職	60,000		
田中純一	無職	60,000		
田上裕美	無職	24,000		
戸次武朗	無職	102,000		
戸次眞由美	無職	30,000		
中尾陽子	無職	48,000		
中村直博	無職	18,000		
永田明紘	無職	36,000		
西川憲一	無職	102,000		
西川富子	無職	54,000		
林田ミエ子	無職	30,000		
平田和代	無職	24,000		
星子恵子	無職	102,000		
星子慶子	無職	102,000		
松岡憲二	無職	30,000		
宮原美和子	無職	12,000		
吉本善勝	無職	102,000		
吉本峰子	無職	42,000		
その他の寄附	11件	103,000		
その他の収入		0		
今 回 計		22,677,000	今 回 計	12,651,102
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		22,677,000	総 計	12,651,102

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	968,000円
	ビラの作成	702,400円
	計	1,670,400円

報告書受理年月日	平成28年4月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	蒲島郁夫	所属党派	無所属	期 間	4月8日から	第2回分
出納責任者氏名	鶴田刀子				5月1日まで	
収入			22,677,000円	支出		13,052,951円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費		0
				家 屋 費		1,728
				選挙事務所費		0
				集合会場費		1,728
				通 信 費		312,451
				交 通 費		0
				印 刷 費		0
				広 告 費		0
				文 具 費		44,414
				食 糧 費		0
その他の寄附	0件	0	0	休 泊 費		0
その他の収入		0	0	雑 費		43,256

今 回 計	0	今 回 計	401,849
前 回 計	22,677,000	前 回 計	12,651,102
総 計	22,677,000	総 計	13,052,951

報告書受理年月日	平成28年5月2日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年3月27日執行 熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,487,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	幸山政史	所属党派	無所属	期 間	12月7日から	第1回分
出納責任者氏名	大橋康宏				4月5日まで	
収入	17,265,000円			支出	9,693,470円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	2,195,617	
岩下整二	無職	10,000		家屋費	4,343,784	
松下朋史	自営業	10,000		選挙事務所費	4,339,984	
米原賢文	無職	500,000		集会会場費	3,800	
寒川隆文	会社代表取締役	30,000		通信費	3,678	
佐藤幸恵	会社役員	50,000		交通費	116,014	
石野博己	税理士	30,000		印刷費	0	
松崎 均	会社員	30,000		広告費	2,477,825	
酒井ヒサオ	主婦	10,000		文具費	10,000	
永井雷太郎	会社員	10,000		食糧費	380,410	
永好和夫	無職	10,000		休泊費	114,590	
加悦弘己	無職	200,000		雑費	51,552	
その他の寄附	6件	25,000				
その他の収入	16,350,000					
今 回 計	17,265,000			今 回 計	9,693,470	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	17,265,000			総 計	9,693,470	

報告書受理年月日	平成28年4月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	幸山政史	所属党派	無所属	期 間	4月6日から	第2回分
出納責任者氏名	大橋康宏				6月16日まで	
収入	17,265,000円			支出	14,624,349円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0	
				家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	4,930,879	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件	0		休泊費	0	
その他の収入	0			雑費	0	
今 回 計	0			今 回 計	4,930,879	
前 回 計	17,265,000			前 回 計	9,693,470	

総 計	17,265,000	総 計	14,624,349
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成		960,000円
	ビラの作成		864,000円
	計		1,824,000円

報告書受理年月日	平成28年6月17日	第2回報告分
----------	------------	--------